

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(抜粋)

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(工作物)

(工作物)

第 16 条 条例第 13 条第 1 項第 3 号、第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条第 1 項第 3 号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。

第 16 条 条例第 13 条第 1 項第 3 号、第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条第 1 項第 3 号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

(3) 前 2 号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの
ア～オ 略

(3) 前 2 号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの
ア～オ 略

カ 太陽光発電施設その他これに類するもの

(回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)

(回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)

第 22 条 略

第 22 条 略

2 条例第 13 条第 2 項第 4 号の生態系の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

2 条例第 13 条第 2 項第 4 号の生態系の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 4 条に基づく基礎調査による特定植物群落(以下「特定植物群落」という。)の生育地でないこと。 3 行為地(その出入口を除く。)の境界線の内側に、中木(その高さが 1 メートル以上 3 メートル未満の樹木をいう。)以上の樹木(以下「中高木」という。)による緩衝帯(その投影面積が当該行為地の面積の 20 パーセント

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 4 条に基づく基礎調査による特定植物群落(以下「特定植物群落」という。)の生育地でないこと。 3 行為地(その出入口を除く。)の境界線の内側に、中木(その高さが 1 メートル以上 3 メートル未満の樹木をいう。)以上の樹木(以下「中高木」という。)による緩衝帯(その投影面積が当該行為地の面積の 20 パーセント

	<p>以上であるものをいう。以下同じ。)を配置すること。</p> <p>4 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>5 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法(昭和 25 年法律第 291 号)に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池(降雨強度を 1 時間当たり 60 ミリメートルとし、滞留時間が 30 秒以上となるものをいう。以下同じ。)を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透枮(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。</p> <p>6 採石法に基づき岩石を採取する場合は、経済産業省資源エネルギー庁の作成による採石技術指導基準書(以下「採石技術指導基準書」という。)に基づく措置を講ずること。</p> <p>7 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
条例第 13 条 第 1 項第 2 号 に掲げる行為	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>4 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透枮(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。</p> <p>5 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
条例第 13 条	略

	<p>以上であるものをいう。以下同じ。)を配置すること。</p> <p>4 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>5 当該行為の<u>施工</u>に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法(昭和 25 年法律第 291 号)に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池(降雨強度を 1 時間当たり 60 ミリメートルとし、滞留時間が 30 秒以上となるものをいう。以下同じ。)を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透枮(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。</p> <p>6 採石法に基づき岩石を採取する場合は、経済産業省資源エネルギー庁の作成による採石技術指導基準書(以下「採石技術指導基準書」という。)に基づく措置を講ずること。</p> <p>7 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
条例第 13 条 第 1 項第 2 号 に掲げる行為	<p>1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>4 当該行為の<u>施工</u>に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透枮(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。</p> <p>5 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
条例第 13 条	略

第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	略
条例第13条第1項第6号、第7号及び第9号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第8号に掲げる行為	略

- 3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第2号に掲げる行為	略

第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	略
条例第13条第1項第6号、第7号及び第9号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第8号に掲げる行為	略

- 3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第2号に掲げる行為	略

掲げる行為	
<p>条例第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの</p>	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 高さは、13 メートルを超えないこと。</p> <p>(3) <u>建蔽率</u>(建築面積を敷地面積で除したものをいう。)は、60 パーセント以下であること。</p> <p>(4) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値(日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法(マンセル表色系)に規定する彩度をいう。以下同じ。)が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(5) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>(6) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>2 増築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>3 改築又は移転の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景</p>

る行為	
<p>条例第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの</p>	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 高さは、13 メートルを超えないこと。</p> <p>(3) <u>建ぺい率</u>(建築面積を敷地面積で除したものをいう。)は、60 パーセント以下であること。</p> <p>(4) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値(日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法(マンセル表色系)に規定する彩度をいう。以下同じ。)が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(5) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>(6) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>2 増築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p> <p>3 改築又は移転の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>(3) 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の</p>

	<p>観と調和するものであること。</p> <p>(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>4 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>5 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p>
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	<p>1 新築、改築又は移転の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 高さは、13メートルを超えないこと。</p> <p>(3) 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p>

	<p>景観と調和するものであること。</p> <p>(4) 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として緑地を配置すること。</p> <p>4 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>5 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p>
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	<p>1 新築、改築又は移転の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 高さは、13メートルを超えないこと。</p> <p>(3) 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p>

<p>(4) 第 16 条第 2 号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。</p> <p>(5) 第 16 条第 3 号カに掲げる工作物であつて、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。</p> <p>2 増築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>3 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>4 電線路等の支持物は、原則として設置しないこと。</p> <p>5 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ 1 メートルを超える盛土及び高さ 2 メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>

<p>(4) 第 16 条第 2 号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。</p> <p>2 増築の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>3 撤去の場合</p> <p>(1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(2) 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>4 電線路等の支持物は、原則として設置しないこと。</p> <p>5 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ 1 メートルを超える盛土及び高さ 2 メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>
--

	(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 (4) 行為地内の天然林のうち、その面積が 100 平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の 30 パーセント以下とすること。
条例第 13 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 8 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 9 号に規定する行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。この場合において、 <u>集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該加重に対して構造耐力上安全であること。</u> 3 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び

	(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 (4) 行為地内の天然林のうち、その面積が 100 平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の 30 パーセント以下とすること。
条例第 13 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 8 号に掲げる行為	略
条例第 13 条第 1 項第 9 号に規定する行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により <u>安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。</u> 3 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴

	<p>(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p>
--	---

	<p>わない場合においても満たなければならない。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p> <p>(3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>(4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。</p>
--	--

(保全・活用地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)
第28条 略

(保全・活用地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)
第28条 略

2 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

2 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第14条第1項第1号に掲げる行為	<p>1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>2 行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。</p> <p>3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>4 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対策を講</p>

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第14条第1項第1号に掲げる行為	<p>1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>2 行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、中高木による緩衝帯を配置すること。</p> <p>3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>4 当該行為の施工に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対</p>

	<p>ずること。</p> <p>5 採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。</p> <p>6 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
<p>条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>2 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>3 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。</p> <p>4 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
<p>条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの</p>	略
<p>条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの</p>	略
<p>条例第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる行為</p>	略
<p>条例第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる</p>	略

	<p>策を講ずること。</p> <p>5 採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。</p> <p>6 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
<p>条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる行為</p>	<p>1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。</p> <p>2 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。</p> <p>3 当該行為の施工に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。</p> <p>4 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。</p>
<p>条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの</p>	略
<p>条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの</p>	略
<p>条例第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる行為</p>	略
<p>条例第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる</p>	略

行為	
----	--

- 3 条例第 14 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項第 4 号の景観の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	略
条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	略
条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	略
条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	1 新築、改築又は移転の場合 (1) 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であって、知事が特に認める場合は、この限りでない。 (2) 色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 (3) 第 16 条第 2 号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。

行為	
----	--

- 3 条例第 14 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項第 4 号の景観の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	略
条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	略
条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	略
条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	1 新築、改築又は移転の場合 (1) 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であって、知事が特に認める場合は、この限りでない。 (2) 色彩は、マンセル値が 10 未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 (3) 第 16 条第 2 号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。

	<p>(4)第16条第3号カに掲げる工作物にあって、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。</p> <p>2 増築の場合にあつては、色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>3 撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>4 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>
条例第14条第1項第4号に掲げる行為	略
条例第14条第1項第5号に掲げる行為	略
条例第14条第1項第6号に掲げる行為	略

	<p>2 増築の場合にあつては、色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>3 撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> <p>4 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。</p> <p>(2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>
条例第14条第1項第4号に掲げる行為	略
条例第14条第1項第5号に掲げる行為	略
条例第14条第1項第6号に掲げる行為	略

条例第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる行為	1 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により <u>遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該加重に対して構造耐力上安全であること。</u>
	2 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。 (1) 高さ 1 メートルを超える盛土及び高さ 2 メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 (2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。

条例第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる行為	1 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により <u>安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。</u>
	2 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。 (1) 高さ 1 メートルを超える盛土及び高さ 2 メートルを超える切土の法(のり)面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 (2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。

別表第 2(第 30 条関係)

許可の申請区分	書類及び図書
1 鉱物の掘採等の許可又は土地の形状の変更の許可	1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上)
	2 現況図(縮尺 5,000 分の 1 以上)
	3 現況写真(カラー写真とする。)
	4 計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)
	5 標準断面図(縮尺 100 分の 1 以上)
	6 排水施設計画図(縮尺 1,000 分の 1 以上)
	7 <u>遮蔽施設構造図(縮尺 100 分の 1 以上。遮蔽を要する場合に限る。)</u>
	8 設計計算書及び構造図(沈砂池を設

別表第 2(第 30 条関係)

許可の申請区分	書類及び図書
1 鉱物の掘採等の許可又は土地の形状の変更の許可	1 位置図(縮尺 5 万分の 1 以上)
	2 現況図(縮尺 5,000 分の 1 以上)
	3 現況写真(カラー写真とする。)
	4 計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)
	5 標準断面図(縮尺 100 分の 1 以上)
	6 排水施設計画図(縮尺 1,000 分の 1 以上)
	7 <u>設計計算書及び構造図(沈砂池を設置する場合に限る。)</u>
	8 土地登記事項証明書

	置する場合に限る。) 9 土地登記事項証明書 10 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写し
2 建築物の建築等の許可又は工作物の建築等の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 建築立面図又は工作物構造図(縮尺100分の1以上) 6 排水処理施設構造図(縮尺100分の1以上) 7 遮蔽施設構造図(縮尺100分の1以上。遮蔽を要する場合に限る。) 8 跡地の整理に関する計画書(撤去の場合に限る。) 9 土地登記事項証明書 10 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
3 外観の模様替えの許可	略
4 色彩の変更の許可	略
5 天然林の伐採の許可	略
6 針葉樹の植樹の許可	略
7 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可	略
8 物品の集積又は貯蔵の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 標準断面図(縮尺100分の1以上)

	9 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写し
2 建築物の建築等の許可又は工作物の建築等の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 建築立面図又は工作物構造図(縮尺100分の1以上) 6 排水処理施設構造図(縮尺100分の1以上) 7 跡地の整理に関する計画書(撤去の場合に限る。) 8 土地登記事項証明書 9 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
3 外観の模様替えの許可	略
4 色彩の変更の許可	略
5 天然林の伐採の許可	略
6 針葉樹の植樹の許可	略
7 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可	略
8 物品の集積又は貯蔵の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 標準断面図(縮尺100分の1以上)

	6 遮蔽施設構造図（縮尺 100 分の 1 以上。遮蔽を要する場合に限る。）
	7 土地登記事項証明書
	8 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し

	6 土地登記事項証明書
	7 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し

別記第 1 号様式(第 30 条関係)

鉱物の掘採等の許可申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 30 条関係)

土地の形状の変更の許可申請書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 30 条関係)

工作物の建築等の許可申請書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 30 条関係)

物品の集積又は貯蔵の許可申請書

[別紙参照]

別記第 1 号様式(第 30 条関係)

鉱物の掘採等の許可申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 30 条関係)

土地の形状の変更の許可申請書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 30 条関係)

工作物の建築等の許可申請書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 30 条関係)

物品の集積又は貯蔵の許可申請書

[別紙参照]